

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は、監事1名と次に掲げる者の中から選んだ外部委員2名の合計3名とし、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 過去に役員又は評議員であった者
- (3) 特に会長が必要と認める者

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(費用弁償)

第5条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規程並びに役職員等旅費支給規程に準じて費用弁償を行う。

(招集)

第6条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長の選任)

第7条 委員会の議長は、委員の互選とする。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第8条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、役員並びに評議員選任規程に基づいて、理事会が行う。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第10条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した委員の氏名
 - (4) 委員会の議長の氏名
- 3 出席委員は、議事録に記名押印する。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成29年3月1日より施行する。